

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年 2 月 18日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務局	20.10.14	円 3,807,300	平成20年7月11日、川崎区東田町10番地25先路上で、本市普通乗用車が、信号待ちのため一時停止していた被害者（リファーステムジャパン株式会社）所有の保冷車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者（東京都世田谷区在住者）を負傷させたもの
2	総務局	20.11.2	円 139,660	
3	環境局	20.11.7	円 247,060	平成20年9月22日、川崎区渡田山王町14番13号先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、後方に停止していた被害者所有の自動二輪車に接触し、破損させたもの
4	環境局	20.11.25	円 51,975	平成20年8月22日、被害者宅先路上で、本市普通空き瓶収集車が、前方から走行してきた車両を通過させようと後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
5	環境局	20.11.25	円 57,750	平成20年8月26日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が左折した際、被害者所有のマンションのベランダに接触し、破損させたもの

6	環境局	20. 11. 25	円 6,426	平成20年10月2日、高津区梶ヶ谷2丁目8番地1先路上で、本市大型ごみ運搬車が走行中、コンテナにたまった雨水が歩道を通行中の被害者の衣服にかかり、汚損させたもの
7	環境局	20. 11. 25	円 50,589	平成20年10月20日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、前方から走行してきた車両を通過させようと左に寄った際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
8	環境局	20. 12. 9	円 18,900	平成20年10月21日、被害者宅先路上で、本市普通空き瓶収集車が、前方から走行してきた車両を通過させようと右に寄った際、被害者所有の建物の外壁に接触し、破損させたもの
9	環境局	20. 12. 8	円 25,710	平成20年11月15日、宮前区宮崎1丁目9番地44先路上で、本市職員が、本市普通空き瓶収集車を停車させていたところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該普通空き瓶収集車が動き出し、被害者(甲)所有のベビーカー並びに被害者(乙)所有の車庫のシャッター及び普通乗用車に接触し、破損させたもの
10	環境局	20. 12. 29	円 643,249	
11	環境局	21. 1. 12	円 270,705	平成20年11月19日、多摩区西生田3丁目12番2号先丁字路で、本市普通浄化槽清掃車が、右側から走行してきた車両を通過させようと後退した際、後方に停止していた被害者所有の自動二輪車に接触し、破損させたもの
12	消防局	20. 11. 28	円 180,227	平成20年9月25日、川崎区東扇島23番地4駐車場で、本市職員が、本市消防車から降車しようとしてドアを開けた際、左側に駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
13	環境局	20. 11. 3	円 88,410	平成20年5月2日、川崎区富士見1丁目6番11号マンション構内で、本市職員が収集作業中、路上に置いたコンテナボックスが動き出し、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
14	環境局	20. 12. 15	円 122,517	平成20年8月26日、宮前区鷺沼1丁目1番地1先路上で、街路樹の枯れ枝が落下し、駐車していた被害者所有の小型乗用車を破損させたもの
15	建設局	20. 12. 24	円 234,057	平成20年9月15日、麻生区細山4丁目1番3号先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、留め金が劣化して蓋が外れていたマンホールに落輪し、当該普通乗用車が破損したもの

16	消防局	21. 1. 13	円 192,180	平成19年8月7日、宮前区菅生ヶ丘13番1号介護老人福祉施設内で、被害者が、救急現場に置き忘れられた使用済みの静脈留置針に接触し、負傷したもの
17	教育委員会	20. 12. 11	円 215,320	平成16年12月3日、市立学校の校庭で、学級活動の時間中、被害者が、登り棒2本を両手でつかんで後ろ回りをしようとしたところ、手が離れて顔面から地面に落下し、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成20年11月26日

公布年月日 平成20年11月27日

川崎市条例第42号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表幸区の項区域の欄中「小倉」の次に「、東小倉」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表幸区役所日吉出張所の項所管区域の欄中「小倉」の次に「、東小倉」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第3条 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市東小倉保育園	川崎市幸区小倉437番地4
-----------	---------------

」

を

「

川崎市東小倉保育園	川崎市幸区東小倉 2 番 3 6 号
-----------	--------------------

」

に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 4 条 川崎市立学校の設置に関する条例 (昭和 3 9 年川崎市条例第 2 9 号)

の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

川崎市立東小倉小学校	川崎市幸区小倉 1 番地 9
------------	----------------

」

を

「

川崎市立東小倉小学校	川崎市幸区東小倉 1 番 1 号
------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 8 日から施行する。